申告に必要なもの

❶印鑑（シャチハタ不可）

❷源泉徴収票（原本）や収支内訳書など平成29年中の所得がわかるもの（源泉徴収票は勤務先や年金の支払先から発行されます）

※複数ヶ所で就労されている場合には、すべての源泉徴収票をお持ちください。合算されている場合は不要です。

❸申告者本人の口座がわかるもの（還付の申告をされる方）

❹銀行印（新たに振替納税をされる方）

❺住民基本台帳カード等（e-Taxをご利用される方）

❻個人番号カード（または個人番号通知カード）

❼本人確認書類（運転免許証、パスポート、公的医療機関の被保険者証、身体障害者手帳などのうちいずれか１つ）

※❻の個人番号カードをお持ちの方は、本人確認書類は不要です。

所得控除を受けるために必要なもの

❶国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などの支払額がわかるもの（ただし、国民年金保険料などについては、その支払いをした旨を証する書類）

❷生命保険料や地震保険料などの控除証明書

❸医療費などの領収書・明細書（支払額が10万円以上または総所得金額等の５％を超える場合、医療費控除を受けることができます）、補填金額※1のわかるもの

❹配偶者や扶養親族の所得がわかる書類

❺身体障害者手帳など障害者控除を受けるための書類

❻配当所得を申告する場合は、支払通知書

❼その他、上記以外のものを申告する場合は必要資料をお持ちください。

※平成29年中に家屋を新築、購入又は増改築等をして住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の申告される方については、ほかに必要書類があります。ご不明な場合には、お問い合わせください。

※1　補填金額とは、①生命保険契約や損害保険契約に基づき医療費の補填を目的として支払を受ける医療保険金や入院費給付金、傷害費用保険金など②社会保険や共済に関する法律やその他の法令の規則に基づき、医療費の支払の事由を給付原因として支給を受ける給付金③医療費の補填を目的として支払を受ける損害賠償金④任意の互助組織から医療費の補填を目的として支払を受ける給付金などのことを指します。

問い合わせ先：税務課　TEL 377－5655

県内全市町では、法定要件に該当する事業主の皆様に個人住民税の特別徴収の実施を徹底しています

給与所得者の個人住民税（個人市町村民税＋個人県民税）は、法令により、事業主が給与から特別徴収（引き去り）して、給与所得者に代わって市町村に納入することになっています。

パート・アルバイト・期限付雇用の従業員を含むすべての従業員を対象に、原則、特別徴収を実施していただく必要があります。

○平成26年度からは、原則、特別徴収を実施していただいております。ただし、**a**～**d**の理由に該当する場合に限り、普通徴収とすることができますので、給与支払報告書を提出する際に、個人住民税普通徴収への切替理由書と一緒に提出してください。

a乙欄適用で他事業所で特別徴収されている

b給与が支給されない月がある

c事業専従者のみ（全従業員が事業専従者 のみの場合に限る）

d退職予定者（５月末までに退職予定の者）

新たに就職・転職された皆様も、途中から特別徴収に切り替えることができますので、事業所へご相談ください。